

道路法第24条申請のてびき

(申請者のみなさんへ)

平成31年1月改訂

1. 24条工事とは

道路管理者以外の者が、道路に関する工事を行う場合には、道路管理者の承認を受ける必要があります。工事の承認を受けるためには、道路法第24条工事施行承認申請書を播磨町役場土木グループへ提出してください。

2. 24条工事申請に必要な書類（3部提出して下さい）

(1) 工事施工承認申請書：工事期間は、工事の規模、内容等を十分検討し、必要な期間としてください。また、工事実施方法には安全対策等を記入してください。

(2) 帰属承諾書：原則として道路区域内の構造物は道路管理者に属します。

(3) 損害賠償責任負担請書：工事施工に際し、第3者および町に損害を与えた場合は申請者が責任を負います。

(4) 添付書類

* 位置図：1/1000の地図又は判りやすい見取図に工事場所を朱色で記入して下さい。

* 平面図：縮尺1/50～1/250程度の平面図に工事施工箇所を朱色で着色して下さい。

* 断面図(道路全幅断面)：縮尺1/50程度の断面図に工事施行箇所を朱色で着色して下さい。

* 構造図：縮尺1/10程度の詳細図に朱色で着色して下さい。

* 現況カラー写真：現地の状況が明らかな写真に工事施行箇所を朱色で記入して下さい。

* その他：町長が必要と認める書類（代理人申請においては委任状を添付など）

3. 24条工事の種類など

- (1) 歩道改築工事 (2) 側溝蓋掛工事 (3) 道路排水構造物等工事
(4) ガードレール撤去工事 (5) 現道への取付工事 (6) その他これに類する工事

4. 24条工事の審査基準

(1) 自動車の出入口を目的とする歩道改築工事、ガードレール撤去工事を行う場合は、道路交通及び歩行者の安全確保と沿道住民の利便を考慮したうえ、次のことを基準に審査します。

- * 歩道切り下げ幅は一般住宅等の場合、乗用車で4 m以下、4 t車で6 m以下、8 t車で8 m以下、大型車で10 m以下とし、その幅は車種により判断します。
店舗、集合住宅等の場合、駐車場配置図を作成し原則6 mまで可能とする。
隣接する2軒の乗り入れが連続する場合、原則合わせて6 mで検討することとし、どうしても6 mを超える場合は8 mを限度とし切り下げ中心部の車道寄にポストコーンを設置すること。
ただし、新島内に関しては車両軌跡図等を作成し個別に判断します。

- * 乗り入れ箇所は、原則として1箇所とする。
ただし、大型店舗、工場、大型駐車場等の場合、歩行者の安全を考慮し出入口を分けるなど2箇所まで可能とする。

- * 民地側に自動車等を保管する場所があること。

- * 次のような交通安全上問題のある場所は許可できません。

バス停付近・橋梁部分・トンネル出口付近・駅前広場・見通しが悪い箇所・交差点の中及び側端または曲がり角から5 m以内・信号機の付近・横断歩道の中及び前後5 m以内・消防法その他法令により禁止されている箇所。

- * 歩道切下の場合、起終点の縁石上に反射鋳（10cm 角両面青色）を設置すること。
（その他、場合によって交通安全上必要な措置をとること。テリネタ、ポストコーン等）

- * 街路樹が支障になる場合、原則として移植すること。
（移植場所は、職員と協議してください。）

- (2) **道路側溝に蓋掛**を行う場合は、道路交通の安全確保と沿道住民の利便を考慮したうえ、次のことを基準に審査します。

- * 蓋掛に使用する材料は原則として、コンクリート又はグレーチングとすることとし設計荷重25 tとすること。（必要に応じ構造計算書を添付すること。）

- * 二次製品コンクリート蓋を使用する場合は、蓋底に騒音防止ゴムを張るなど音が発生しないような措置をとること。

- * 現場打コンクリートの場合、設計強度は24 N/mm²以上とし、床版埋設型枠材料はGRC（KCフォーム）とすること。

- * 現場打コンクリート又は二次製品コンクリート蓋の延長が4.0 mを超える場合、点検孔としてグレーチングを設置すること。

- * グレーチングを使用する場合は、滑り止めタイプを使用することとし U 字溝用のアングルタイプは原則として使用しないこと。
- * 歩道上にグレーチングを使用する場合は細目タイプを使用すること。
- * 取付道路等の横断部には横断用の 1 m タイプのグレーチングを使用することとし、ボルト止め又はクリップ止めとすること。

5. 申請の留意事項

別紙 24 条工事申請書チェック表のとおり

6. 承認後

- (1) 工事着手前に工事着手届（加古川警察署の道路使用許可書のコピー添付）を提出すること。
- (2) 舗装復旧が伴う場合、事前に職員に復旧範囲の立会を求めること。
（1 週間程度前までに立会予約すること。）
- (3) 工事完了後すみやかに、工事完了届（工事施工写真、完成写真）を提出すること。
- (4) 工事完了届の提出後、完了検査を行います。
（1 週間程度前までに検査予約すること。）
- (5) 不明な点は播磨町役場土木グループにお尋ね下さい。 Tel (直通) 0794-35-2365

7. その他

- (1) 申請受付後、承認までの所要日数は 2 週間程度必要です。
- (2) 承認後、工事の施工までに加古川警察署の道路使用許可申請が必要です。

上記の日数を考慮して工事計画を立案し提出して頂きます様、お願いいたします。

24条工事申請書チェック表

(申請者用)

チェック事項	結 果
1. 位置図、平面図、断面図、現況カラー写真の添付。	有 無
2. 帰属承諾書、損害賠償負担請書添付。	有 無
3. 申請書等に年月日を記入しているか。	有 無
4. 申請者の押印があるか。(3部)	有 無
5. 平面図、断面図に道路区域界を朱色で記入しているか。	有 無
6. 現況平面図、断面図に工事計画を朱色着色しているか。	有 無
7. 自動車の乗り入れ幅は承認基準に適合するか。	可 否
8. 乗り入れ歩道に勾配を記入しているか。	有 無
9. 横断面図は全幅表示しているか。	有 無
10. 復旧の舗装断面図が基準に合致しているか。	有 無
11. 側溝、擁壁等の構造図は適正に記入しているか。	有 無
12. 代理申請時に委任状を添付しているか。	有 無